



(組合員の購読料は
組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5
交通ビル
国労東日本本部
発行責任者 大沼 元
編集責任者 常盤達雄

No. 826 定価
20円

2020年

1月1日

新年号

**国労の未来を切り開くために
JR東日本に
労働組合を広めよう**

執行委員長 大沼 元



組合員並びにご家族の皆さん、明けましておめでと
うございます。穏やかな新
春をお迎えのこととお喜び
申し上げます。

2019年は統一自治体
選挙、第25回参议院議員選
挙等、今後の日本社会の行
方を占う重要な政治決戦の
年でした。

参议院選挙では、安倍首
相の悲願である憲法改正に
必要な改憲勢力3分の2が
維持されるかが焦点でした。
しかし、野党統一候補の奮
闘により、32の1人区にお
ける10議席の獲得などがあ
り、その思惑を打ち砕くこ
とが出来ました。各地方で
選挙戦に携わられた組合員
の皆さんにあらためて感謝
申し上げます。

与党は、12月9日会期末
の臨時国会での「国民投票
法改正案」の採決は踏みと
どまりました。一方で、相
次ぐ大臣の辞任、失言によ
る謝罪、「桜を見る会」問
題等々、様々に政権内の綻
びが見えてきています。引

き続き改憲策動に反対する
取り組みを進めてまいりま
す。

二点目は、2018年に
続き台風、大雨被害などに
見舞われた年でもありまし
た。犠牲になられた方々の
ご冥福をお祈りすると同時
に、被災された皆さんへ心
からお見舞い申し上げます。

9月の台風15号は、東海
から関東地方を直撃し、千
葉県を中心に家屋の損壊な
どの報告を受けています。
組合員からは、50件余りの
被害報告を受けています。
さらには台風19号、21号に
伴う大雨被害は、長野、仙
台の組合員を中心に10数件
の床上浸水をもたらしまし
た。「仲間」に泥出しなどを
手伝ってもらい助かった」
との報告もいただきました。

国労本部は、昨年につき
被災組合員支援の緊急カン
パを取り組みました。10月
26日には、東日本本部と本
部が連携し、断水が長期化
していた水戸地本・いわき
地区に入り、水とマスク、

軍手等の支援物資を届けて
まいりました。現地からは
感謝の声が届けられています。
集約されたカンパ金の
取り扱いについては、本部
と相談し、被災状況など検
討しながら組合員へ届けて
まいります。勤務の取り扱
いについては、不慣れた管
理者が増え、問題ある対応
の職場も見受けられます。
様々な問題に関しては逐次、
会社側へ問題提起し、改善
を求めてまいります。

三点目は、安全・安定輸
送の確立と職場労働条件改
善の取り組みについてです。
2019年もグループ経
営ビジョン「変革2027」
のもと、制度改正や施策の
展開が図られました。「新
たなシゴローテーション」
「通勤手当等の見直し」
「ワンマン運転の拡大」等
の提案を受け、団体交渉を
精力的に展開してまいりま
した。業務連絡報で交渉経
過は遅滞なく発信していま
すが、具体的には「支社で
準備出来次第提案する」等
との内容が多く、地方との
連携が重要になっていきます。

実施後の検証、見直し要求
の確立など、団体交渉をサ
イクル化して改善を求めて
まいります。
8月から墜落事故、感電

事故、生き埋め事故、あわ
や触車の待避遅延、車両逸
走等々、グループ会社を含
め事故・事象が多発してい
ます。変革のスピードに追
いつけない現場の実態が、
社員の命と引き換えになっ
てはなりません。会社に対
しては、あらゆる機会を通
して安全問題について警鐘
を鳴らし続けてまいります。
四点目は、そのためにも
組織拡大、労働組合の影響
力を高めることが何より重
要です。

JR東日本における労働
組合の組織率は現在、全体
の3割ほどで、7割は組合
未加入の状況です。職場代
表選挙などを通して職場の
仲間と仕事の悩みや問題点
を考え合い、働きやすい職
場、会社を作るための「仲
間づくり」を粘り強く推し
進めてまいります。そして
再び労働組合が社員の代表、
多数の声に位置付けられる
会社にしていくことが、私
たち労働組合に求められて
います。

結びになりますが、本年
が組合員・家族の皆さんに
とつても爽り多い年となる
ようご祈念申し上げ、東日
本本部を代表しての新年の
ご挨拶とさせていただきます。

職場にある様々な課題の改善に向けて 「社員代表選挙」などを取り組んでいこう!

< 拡大弁護団会議から >

職場代表選挙を通し、明るい職場を!

国労東日本本部は、昨年12月7日に「拡大弁護団会議」を開催。今回のテーマは「職場代表選挙」とし、「職場の問題改善」に取り組んだ職場報告をもとに弁護団と交流した。以下、報告とする。会議は、渡辺副委員長の司会ではじまり、「JR東日本社員の7割の未加入者に労働組合の必要性を訴えるに当たって、職場での実践経験を報告してもらい、弁護士の皆さんからのご指導も頂きながら、職場から組織拡大を進めていくための契機としたい」と挨拶した。

長らく日本労働弁護団長を務められていた宮里弁護士からの講演、4名の仲間からの代表選の報告、相互ディスカッションを行った。

職場代表報告では「職場ごとに創意工夫し、国労が独善とならず、いま労働者にとって何が一番かを示す運動こそが求められている」と決意を込めた発言がされた。

執行委員長 あいさつ

国鉄労働組合の長い歴史の中で色々な転換点攻防で、その都度、

弁護士の皆さんにアドバイスを頂き、対策を講じてきました。そういった意味で、労働法のエキスパートに集まって頂ける事は、国労組織としての財産です。

先日、国鉄「分割・民営化」の指揮を執った中曽根元総理大臣が他界しました。JRになり32年となりました

が、中曽根元総理大臣は「国鉄からJRへの転換点」を作り、今日の憲法改正を政治的悲願とする安倍政権へと引き継がれています。

32年が経過した今日、JR東日本では「労働組合存亡の危機」という事態になっています。

労働組合のない企業に働く労働者の厳しい実態は、現在の社会に実例として現れています。労働組合が果たす役割は憲法にも規程されている通りです。

現在、JR東日本には11の組合があり、組

織率は3割程度となっています。簡単ではありませんが、労働者が働きやすい職場・会社を作るため、JR東日本に労働組合を位置づけさせる取り組みを進めていきましょう。



大沼委員長

宮里弁護士講演 (要旨)

「労働組合の再生・発展を目指して」



宮里弁護士

「今問われている！労働組合の存在意義と役割」という講演依頼が多くなっている。どの組合も危機感を持っている。組合はあるけれども、わが組合は将来どうなるのだろうかという危機感を抱いている表れではないか。

JR東労組の脱退問題の本質は、組合の内部崩壊だと思う。団結自体が空洞化、ちよつとしたことで崩壊する要素があったのではないか。一番ショックなのは、結果として労働者がどこの労働組合も選択しなかった。これは歴史に於いて無かつた事。分裂しても、これまでどこかの組合

に入ることを選択していた。それがどこにも入らないという事はこれまでになかった。大企業において7割の従業員が組合未加入というのは聞いたことがない。異例の事態で「組合不要論」「組合無用論」と言うべきものが広がっているのではないか。これは象徴的事件だが、どの組合も大なり小なり抱えている問題で、対岸の火事ではない。「皆さんの団結は大丈夫ですか」と問いかけています。自らの組合の団結を点検する必要があります。

連合結成30年、全労協・全労連結成30年という歴史の中、連合結成14年目の2003年に連合評価委員会が連合運動について検証している。そこでは、「労働運動は量的危機、質的危機にさらされている」「働く国民の利益を代表する組織に名実ともに国民が連帯できる組織になるため労働組合が思い切つ

た変身を遂げる必要がある」と課題を出したが、今日、量的危機は非正規労働者の拡大に伴い、組織率の低下に歯止めのかからない状態。我が国の労働運動は危機的状態という問題意識も持って、現状をどう見るのか、課題は何なのか、を見ていく必要がある。

重要視される 社員代表

労働基準法の改正に伴い、労働基準法施行規則6条の2が改正された。過半数代表は「①監督又は管理の地位にあるもので無いこと、②諸協定を締結するものを選出する事を明らかにして実施される投票、挙手などの方法による手続きにより選出されたものであること」であったが、今回②の部分で「選出されたものであつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」が追加された。また、「使用者は過半数代表者が法に規定する協定などの事務を円滑に遂行することが出来るよう必要な配慮を行わなくてはならない」と

いう規定も挿入された。労働組合組織率が低下する中で、今まで以上に過半数代表の意味が強まっていることが、今回の改正でも明らかとなった。この規則改

正は不十分ではあるが、一定の歯止めがかけられた。過半数代表を取り組む過程でも、この規則の改正については認識しておく必要がある。

各参加者から 取り組み報告

代表になり 改善要求 グループ会社 職場の仲間から

駅の委託職場で、当初は会社から、「職場代表になってくれ」と指名された。その後は組織改正される中で、本来の形である労働者代表という事で選挙が実施された。その結果、一昨年は数箇所

で国労が社員代表となり、労働条件の改善を求める働きかけを行ってきた。65歳の年金支給まで健康で働き続けるために、労働条件・職場環境の改善は絶対条件という認識で、みんなと相談の上、国労が社員代表に選出さ

れた事業所で、36無締結の闘いも取組んだ。昨年からは会社は社員代表選挙を、事業所単位から営業所単位と拡げて来たが、それでも数箇所国労が社員代表となることが出来た。それは、これまでの取り組みを他労働者を含めて理解してもらった結果だと思っている。

代表となつて以降、就業規則の改定・36改定時は、意見書を添付し、プロパー社員の待遇改善も含め要求してきた。管区の労働安全衛生委員会では、全職場を回り改善項目の掘り起こしを行っている。

次に繋げていくために、労働安全委員会の労働側委員に、プロパー社員を選任している。

意見交換会で 職場改善 工務職場の 仲間から

50名以下の職場なので、労安委員会に準ずるという事で、2か月に1回安全衛生意見交換会が開催されている。健康にかかわる課題や、各社員からフリートークで職場内の安全・衛生・環境にまつわる、気がかりな箇所を



出し合い、現場長判断で備品の交換や衛生に関わるものは解決が図られている。しかし、予算がかかる物については時間がかかる現状となっている。国労として若手社員から日常的に意見などを聞き、意見交換会で意見を述べ、些細なことでも改善させる取り組みを行う中で、国労の存在をアピールしている。

会社は、この間労働組合として要求しても叶わなかった事を次々と改善してきている。

最新の寝具へ交換、庁舎の外注清掃など、労働組合がなくても社員の要望で改善させ、社友会に加入した社員の期待に込めるというものだ。

今後の課題は、意見交換会の報告を掲示のみではなく、周知義務を守らせ、何らかのかたちで周知。若い社員に労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生法などに関心をもつてもらおう取り組みが必要だ。

分会として新

意見交換から 統一候補へ 運転職場の 仲間から

この間職場では、ダイヤ改正時など乗務行路の改善要求について、労働組合に意見交換をしてきた。

過半数組合が消滅し、分会で過半数代表選挙の対応を議論し、そこで、他労働者に社員代表選挙に対する私たちの考えを率直に伝え、調整を行ってきた。

選挙結果は一昨年、そして昨年も2年連続で統一候補の勝利となっている。また、安全衛生委員会では団体交渉と合わせ議論ができるなど、職場の諸要求について少しずつ改善が図られてきている。

若手との 仲間意識 工務職場の 仲間から

若手社員には、国労の基本である「仲間意識」などを、日常の会話や様々な機会でも伝えるよう分会全体で取り組んでいる。

過半数代表選挙は、無投票当選はあり得ないと意思統一してきた。選挙では、当選に向け36締結者が管理者で良いのか？と、若手社員に組合員一丸となつて働きかけてきた。一方の候補者は管理者で、暗黙の圧力が見受けられた。投票方法・開票方法については、事前に現場長に申し入れを行い、直接無記名投票とし、

開票については、信義の關係で一定の妥協をした。結果は国労が当選。

過半数代表の最初の仕事は、36協定の締結で、調印についても職場の民主主義を大切にすため、現場長以外全員に36協定について情報を伝え、多くの意見を聞き入れた後に締結してきた。労働安全衛生委員会は、50人以下で設置の義務はなく各種会議で行われている。労働安全衛生法に基づく議論はできていないが、職場では視力低下や腰痛の訴えもあり、社員代表として改善課題としている。

若手社員は、まだまだ組合への不信感があり、競争意識も植えつけられている。様々な場面から行動していきたい。

その後弁護団と、「社友会がどういった構成か。支社ごとに規約等が違うのか」「共闘体制をとり、多数となった未加入者がいる中での勝因は」「会社が勝手に事業所単位を変更するのはおかしい」「理念だけではだめ、一般社員に寄り添った形で」「36締結時に既に特別条項も含まれてしまっているのか」「就業規

則の改定・36協定締結時に意見書を添付しているか」等の質問が出され、また、「管理監督者いわゆる管理者と呼ばれる人は入らないのか」などの質疑応答がされた。

代表選挙の重要性と、まだまだ法に不備があることも、今回の交流で再認識された。今後も労働条件の改善に向けて団結して取り組んでいく。

「働き方改革による働きがい向上のための制度の見直し」提案される!

12月18日、JR東日本から「働き方改革による働きがい向上のための制度の見直し」提案・説明を受けた。主な内容は次の通りで、今後の取り扱いについては、各地方本部・各職協と連携し、対応を図っていく。

【実施日】4月1日から（8は7月1日から）

1. 育児・介護関連休暇のさらなる充実

養育休暇・現行は小学校3年生までの子と同居の社員は1箇月5日以内。改正は小学校3年生までは5日以内。小学校4年生〜6年生は3日以内。その他介護休暇・看護休暇についても見直しを行う。

2. 高度プロフェッショナル制度に対応した規定整備

エルダー社員・グリーンスタッフについても同様に見直しを行う。

3. パワーハラスメント防止規定の新設

防止規定・懲戒規定を新設する。

4. 退職手当の支給制限等の見直し

懲戒解雇・諭旨解雇処分に関係するもの。

5. エルダー社員に関する見直し

社員時の保存休暇を継続する。（出向社員は原則出向先規程）
配偶者出産休暇などを新設。

6. グリーンスタッフに関する見直し

年休付与日数の見直し。配偶者出産休暇、結婚休暇を新設する。

7. テンポラリースタッフに関する見直し

通勤手当・夜勤手当・超過勤務手当など見直し。

8. 現業機関へのフレックスタイム制の拡大

対象は東京工事事務所・東京電気開発工事事務所・東北工事事務所。

業務部長・職協 代表者会議開催される 労働条件改善へ意思統一

東日本本部は11月30日に東京地本会議室において、各地方業務部長・職協代表者会議を開催し、年末一時金獲得に向けた取り組み、協約改訂・労働条件改善の取り組み、台風など災害時の実態や取り扱いなど、報告・議論がされた。

最初に大沼委員長から、「各地方本部の定期大会が終了した。役選の年ということもあり、この会議で、会社施策・制度の改善を闘

う上で重要なポジションである皆さんとしっかり意思統一を図りたい。台風で甚大な被害があり、地方本部と協力して物資支援なども行ってきた。カンパについては、これ以降振り分け作業を行う。今日の会議で具体的な議論で意思統一をしたい」などのあいさつがされた。

続いて伊藤書記長から、年末手当獲得に向けた取り組みとして、JR東日本・

JR貨物・グループ会社それぞれの交渉経過や整理・課題について説明がされた。各地方からは「貨物要請行動を取り組んだ。グループ会社の手当回答が下がったが、プロパー組合員がない（盛岡）」、「CTISへの申し入れを行った。12月3日が回答日（千葉）」、「JESS交渉の窓口の議論が必要。現場の取り組みはできている。組合員も増えている（東京）」、「ビルテックなど、出向者がいる会社と労使間協定は結ばないか（千葉）」、「短日数勤務希望者が多いが入れない（水戸）」、「エルダー組合員と本務組合員の逆転

の中、エルダー職場の労働条件改善を方針化（高崎）」、「エルダー提示が2週間前。特に大宮・東京が遅い（運転）」、「ワンマン運転について意見交換を始めた（仙台）」

「自動車」の浸水被害の補償に、個人差が出ないように会社に求めた（仙台）」など、さまざまな報告や要請がされた。



東日本工務協議会 定期委員会を開催 改善を目指し交渉に臨んでいく!

国労東日本工務協議会は、11月9日に東京地本会議室において第31回定期委員会を開催し、一年間の方針を決定した。

最初に丸谷議長から「メンテナンス体制移行で、会社は施策を進めてきたが多岐の問題を抱えている。工務協として本社交渉に向けて取り組みをしている。新幹線に関しては、支社は関わりを持たないようになってきている」、来賓の全国工務協・尾崎副議長は「これまで台風被害は西日本・東海が中心だったが、今回は東日本に集中した。事故が減少せず、全国的に問題が多い」などのあいさつを行った。また東日本本部・大沼委員長から年末手当交渉、組織拡大などについてあいさつがされた。

各委員から「モニタリングデータが送信されてくるまで4週間かかり、ポルト1本脱落の報告のほが数本脱落している。三ヶ月巡視に行かない結末だ」「エリアセンター化で、全てを少ない要員で

回している、超過勤務が月平均33時間に達する」「曲がる・折る・脱線が発生。本社の人に『東日本一悪い線路』と言われた。モチベーションが下がる。予算も無く、維持管理が限界」「常磐線開通の提案があったが、2.7マイクローシールドと、まだまだ線量が高い」など12名の発言がされた。

最後に丸谷議長が「超過勤務をはじめ、多くの問題点が出された。メンテナンス最適化で想定されていた問題が明らかになってきている。改善を目指し、交渉に臨んでいく」など集約を行い、委員会は終了した。



これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

アフラックはがん保険契約件数 No.1

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1

NEW/ あなたの保険を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

アベニール株式会社

〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階

TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

アフラック 東京第二法人営業部

東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F

TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

私鉄・関東鉄道労働組合から 台風被害に対するお見舞いが届きました

今回の台風15号、19号等関連の災害によって被災した国労組合員に対し、関東鉄道労働組合から心温まるお見舞いをいただきました。

2015年9月、台風18号が茨城県常総市付近を襲い、関東鉄道労働組合の皆さんが被災された際、関東交通労働協の呼びかけに対し、国労東日本本部として支援カンパを送っていました。同労組・高橋委員長からは、お見舞いの言葉も合わせて頂戴しましたので、ご報告いたします。ありがとうございました。